

高圧ガス保安法の解釈例（抜粋）

■No. 1

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について

9. ガス設備等に使用する材料 1.9 表（一）、表（二）

表（一）

材 料 の 種 類	最低使用温度(℃)
JIS G3106(1995)溶接構造用圧延鋼材（SM400B、SM490B及びSM490YBに限る。） JIS G3201(1988)炭素鋼鍛鋼品（炭素含有量が0.35%以下のSF340A並びに炭素含有量が0.35%を超えるSF390A、SF440A及びSF490Aに限る。） JIS G4109(1987)ボイラ及び圧力容器用クロムモリブデン鋼鋼板 JIS G5101(1991)炭素鋼鋳鋼品 JIS G5102(1991)溶接構造用鋳鋼品（SCW410、SCW480、SCW550及びSCW620に限る。） JIS G5151(1991)高温高圧用鋳鋼品（SCPH1、SCPH2、SCPH11、SCPH21、SCPH32及びSCPH61に限る。） JIS B8270(1993)圧力容器（基盤規格）の附属書5に規定するダクタイル鉄鋳造品及びマレアブル鉄鋳造品（-5℃未満で衝撃試験を実施し、当該規格を満足しているものを除く。）	-5
JIS G3106(1995)溶接構造用圧延鋼材（SM400C、SM490C、SM520C及びSM570に限る。） JIS G3115(1990)圧力容器用鋼板（SPV235、SPV315、SPV355、SPV450及びSPV490に限る。） JIS G3120(1987)圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板 JIS G3201(1988)炭素鋼鍛鋼品（炭素含有量が0.35%以下のSF390A、SF440A及びSF490Aに限る。） JIS G3454(1988)圧力配管用炭素鋼鋼管 JIS G3455(1988)高圧配管用炭素鋼鋼管（-10℃未満で衝撃試験を実施し、当該規格を満足しているものを除く。） JIS G3458(1988)配管用合金鋼鋼管（STPA20、STPA22、STPA23、STPA24、STPA25及びSTPA26に限る。） JIS G3459(1997)配管用ステンレス鋼管（SUS329J1TPに限る。） JIS G3461(1988)ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管 JIS G3462(1988)ボイラ・熱交換器用合金鋼鋼管（STBA20、STBA22、STBA23、STBA24、STBA25及びSTBA26に限る。）	-10

JIS G3463(1994)ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼管（SUS329J1TBに限る。） JIS G4051(1979)機械構造用炭素鋼鋼材（S10C、S12C、S15C、S17C、S20C、S22C、S25C、S28C及びS30Cに限る。） JIS G4303(1991)ステンレス鋼棒（SUS329J1に限る。） JIS G4304(1991)熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS329J1に限る。） JIS G4305(1991)冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS329J1に限る。） JIS G5121(1991)ステンレス鋼鋳鋼品（SCS1に限る。） JIS G5702(1988)黒心可鍛鉄品	
JIS G3126(1990)低温圧力容器用炭素鋼鋼板（SLA235Aに限る。） JIS G3204(1988)圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品（SFVQ1A又はSFVQ2Aであって、最低使用温度以下の温度で衝撃試験を実施し、当該規格を満足しているものに限る。） JIS G3205(1988)低温圧力容器用鍛鋼品（SFL1に限る。） JIS G3214(1991)圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品（SUSF304H、SUSF316H、SUSF321H及びSUSF347Hに限る。） JIS G3455(1988)高圧配管用炭素鋼鋼管（最低使用温度以下の温度で衝撃試験を実施し、当該規格を満足しているものに限る。） JIS G3459(1997)配管用ステンレス鋼管（SUS304HTP、SUS316HTP、SUS321HTP及びSUS347HTPに限る。） JIS G3463(1994)ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼管（SUS304HTB、SUS316HTB、SUS321HTB、SUS347HTB、SUS410TB及びSUS430TBに限る。） JIS G4102(1979)ニッケルクロム鋼鋼材（SNC236、SNC631及びSNC836に限る。） JIS G4103(1979)ニッケルクロムモリブデン鋼鋼材（SNCM240、SNCM431、SNCM439、SNCM447、SNCM625及びSNCM630に限る。） JIS G4104(1979)クロム鋼鋼材（SCr430、SCr435、SCr440及びSCr445に限る。） JIS G4105(1979)クロムモリブデン鋼鋼材（SCM430、SCM432、SCM435、SCM440及びSCM445に限る。）	-30

JIS G4106(1979)機械構造用マンガノ鋼鋼材及びマンガノクロム鋼鋼材 JIS G4202(1979)アルミニウムクロムモリブデン鋼鋼材 JIS G4303(1991)ステンレス鋼棒 (SUS302、SUS405、SUS410及びSUS430に限る。) JIS G4304(1991)熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS302、SUS405、SUS410及びSUS430に限る。) JIS G4305(1991)冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 (SUS302、SUS405、SUS410及びSUS430に限る。) JIS G5121(1991)ステンレス鋼鑄鋼品 (SCS13、SCS13A、SCS14、SCS14A、SCS16、SCS16A、SCS17、SCS18、SCS19、SCS19A及びSCS21に限り、-30℃未満で衝撃試験を実施し、JIS B8270(1993)圧力容器 (基盤規格) に規定する当該材料の規格を満足しているものを除く。) JIS B8270(1993)圧力容器 (基盤規格) の附属書5に規定するダクタイル鉄鑄造品及びマレアブル鉄鑄造品 (最低使用温度以下の温度で衝撃試験を実施し、当該規格を満足しているものに限る。)	
JIS G3126(1990)低温圧力容器用炭素鋼鋼板 (SLA235B及びSLA325Aに限る。) JIS G3205(1988)低温圧力容器用鍛鋼品 (SFL2に限る。) JIS G3460(1988)低温配管用鋼管 (STPL380に限る。) JIS G3464(1988)低温熱交換器用鋼管 (STBL380に限る。) JIS G5152(1991)低温高圧用鑄鋼品 (SCPL1に限る。)	-45
JIS G3126(1990)低温圧力容器用炭素鋼鋼板 (SLA325B及びSLA360に限る。) JIS G5152(1991)低温高圧用鑄鋼品 (SCPL11に限る。)	-60
JIS G3127(1990)低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板 (SL2N255に限る。)	-70
JIS G5152(1991)低温高圧用鑄鋼品 (SCP21に限る。)	-80
JIS G3460(1988)低温配管用鋼管 (STPL450に限る。) JIS G3464(1988)低温熱交換器用鋼管 (STBL450に限る。) JIS G5152(1991)低温高圧用鑄鋼品 (SCPL31に限る。) JIS H4000(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条 (A7N01に限る。)	-100

JIS H4040(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線（A7003及びA7N01に限る。） JIS H4080(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管（A7003及びA7N01に限る。） JIS H4100(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材（A7003及びA7N01に限る。）	
JIS G3127(1990)低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板（SL3N255及びSL3N275に限る。） JIS G3205(1988)低温圧力容器用鍛鋼品（SFL3に限る。）	-102
JIS G3127(1990)低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板（SL3N440に限る。）	-110
JIS G3127(1990)低温圧力容器用ニッケル鋼鋼板（SL9N520及びSL9N590に限る。） JIS G3214(1991)圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品（SUSF310、SUSF321及びSUSF347に限る。） JIS G3459(1997)配管用ステンレス鋼管（SUS309TP、SUS309STP、SUS310TP、SUS310STP、SUS317TP、SUS321TP及びSUS347TPに限る。） JIS G3460(1988)低温配管用鋼管（STPL690に限る。） JIS G3463(1994)ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼管（SUS309TB、SUS309STB、SUS310TB、SUS310STB、SUS317TB、SUS321TB及びSUS347TBに限る。） JIS G3464(1988)低温熱交換器用鋼管（STBL690に限る。） JIS G3468(1994)配管用溶接大径ステンレス鋼管（SUS309STPY、SUS310STPY、SUS321TPY及びSUS347TPYに限る。） JIS G4303(1991)ステンレス鋼棒（SUS309S、SUS310S、SUS316J1、SUS317、SUS321及びSUS347に限る。） JIS G4304(1991)熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS309S、SUS310S、SUS316J1、SUS317、SUS321及びSUS347に限る。） JIS G4305(1991)冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS309S、SUS310S、SUS316J1、SUS317、SUS321及びSUS347に限る。）	-196

JIS G4901(1991)耐食耐熱超合金棒（NCF600、NCF750、NCF800及びNCF800Hに限る。） JIS G4902(1991)耐食耐熱超合金板（NCF600、NCF750、NCF800及びNCF800Hに限る。） JIS G4903(1991)配管用継目無ニッケルクロム鉄合金管（NCF600TP、NCF800TP及びNCF800HTPに限る。） JIS G4904(1991)熱交換器用継目無ニッケルクロム鉄合金管（NCF600TB、NCF800TB及びNCF800HTBに限る。） JIS G5121(1991)ステンレス鋼鋳鋼品（SCS13、SCS13A、SCS14、SCS14A、SCS16、SCS16A、SCS17、SCS18、SCS19、SCS19A又はSCS21であって、最低使用温度以下の温度で衝撃試験を実施し、JIS B8270(1993)圧力容器（基盤規格）の構造に規定する当該材料の規格を満足しているものに限る。） JIS H3100(1992)銅及び銅合金の板及び条（C4621、C4640、C6140、C6161、C6280、C6301、C7060及びC7150に限る。） JIS H3250(1992)銅及び銅合金棒（C3601、C3602、C3603、C3604、C3712及びC3771に限る。） JIS H3300(1997)銅及び銅合金継目無管（C2300、C2800、C4430、C6870、C6871、C6872、C7060、C7100及びC7150に限る。） JIS H3320(1992)銅及び銅合金溶接管 JIS H4551(1991)ニッケル及びニッケル合金板及び条（NCuPに限る。） JIS H4552(1991)ニッケル及びニッケル合金継目無管（NCuTに限る。） JIS H4600(1993)チタン板及び条 JIS H4630(1994)配管用チタン管 JIS H4631(1994)熱交換器用チタン管 JIS H4650(1993)チタン棒 JIS H5111(1988)青銅鋳物（BC2、BC3、BC6及びBC7に限る。） JIS H5202(1992)アルミニウム合金鋳物（AC4C—T6及びAC7A—Fに限る。）	
JIS G3214(1991)圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品（SUSF304及びSUSF316に限る。）	-253

JIS G3459(1997)配管用ステンレス鋼管（SUS304TP及びSUS316TPに限る。） JIS G3463(1994)ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼管（SUS304TB及びSUS316TBに限る。） JIS G3468(1994)配管用溶接大径ステンレス鋼管（SUS304TPY及びSUS316TPYに限る。） JIS G4303(1991)ステンレス鋼棒（SUS304及びSUS316に限る。） JIS G4304(1991)熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS304及びSUS316に限る。） JIS G4305(1991)冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS304及びSUS316に限る。）	
JIS G3214(1991)圧力容器用ステンレス鋼鍛鋼品（USF304L及びUSF316Lに限る。） JIS G3459(1997)配管用ステンレス鋼管（SUS304LTP、SUS316LTP及びSUS317LTPに限る。） JIS G3463(1994)ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼管（SUS304LTB、SUS316LTB及びSUS317LTBに限る。） JIS G3468(1994)配管用溶接大径ステンレス鋼管（SUS304LTPY及びSUS316LTPYに限る。） JIS G4303(1991)ステンレス鋼棒（SUS304L、SUS316L、SUS316J1L及びSUS317Lに限る。） JIS G4304(1991)熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS304L、SUS316L、SUS316J1L及びSUS317Lに限る。） JIS G4305(1991)冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（SUS304L、SUS316L、SUS316J1L及びSUS317Lに限る。） JIS H3100(1992)銅及び銅合金の板及び条（C1020、C1100、C1201及びC1220に限る。） JIS H3250(1992)銅及び銅合金棒（C1020、C1100、C1201及びC1220に限る。） JIS H3300(1997)銅及び銅合金継目無管（C1020、C1100、C1201及びC1220に限る。） JIS H4000(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条（A1050、A1070、A1080、A1100、A1200、A3003、A3004、A3203、A5052、A5083、A5086、A5154、A5254、A5454、A5652及びA6061に限る。）	-269

JIS H4040(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線（A1050、A1070、A1100、A1200、A2024、A3003、A5052、A5056、A5083、A6061及びA6063に限る。） JIS H4080(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管（A1050、A1070、A1100、A1200、A3003、A3203、A5052、A5056、A5083、A5154、A5454、A6061及びA6063に限る。） JIS H4090(1990)アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管（溶接管のうちA1050、A1100、A1200、A3003、A3203及びA5052に限る。） JIS H4100(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材（A1100、A1200、A2024、A3003、A3203、A5052、A5083、A5086、A5454、A6061及びA6063に限る。） JIS H4140(1988)アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品（A2014、A5056、A5083及びA6061に限る。）	
---	--

表(二)

	材 料 の 種 類	最低使用温度
一	JIS G3106(1995)溶接構造用圧延鋼材（SM400A、SM490A及びSM490YAを除く。）に適合する材料 JIS G3115(1990)圧力容器用鋼板に適合する材料	備考1の衝撃試験に合格した場合において、当該衝撃試験を行った試験温度に対応する備考3の試験温度表中の最低使用温度
二	JIS G3126(1990)低温圧力容器用炭素鋼鋼板に適合する材料（厚さが50mmを超えるものに限る。） JIS G3126(1990)低温圧力容器用炭素鋼鋼板二種及び三種に適合する材料（厚さが32mmを超えるものに限る。）	備考2の衝撃試験に合格した場合において、当該衝撃試験を行った試験温度
三	JIS G3126(1990)低温圧力容器用炭素鋼鋼板に適合する材料であって前号に掲げるもの以外のもの	備考1の衝撃試験に合格した場合において、当該衝撃試験を行った試験温度に対応する備考3の試験温度表中の最低使用温度

四	JIS G 3201(1988)炭素鋼鍛鋼品に適合する材料 JIS G 3202(1988)圧力容器用炭素鋼鍛鋼品に適合する材料F V C JIS G 3204(1988)圧力容器用調質型合金鍛鋼品に適合する材料	備考2の衝撃試験に合格した場合において、当該衝撃試験を行った試験温度
五	JIS G 5101(1991)炭素鋼鋳鋼品に適合する材料 JIS G 5102(1991)溶接構造用鋳鋼品に適合する材料 JIS G 5121(1991)ステンレス鋼鋳鋼品に適合する材料	備考2の衝撃試験に合格した場合において、当該衝撃試験を行った試験温度
六	JIS G 4051(1979)機械構造用炭素鋼鋼材に適合する材料 JIS G 4102(1979)ニッケルクロム鋼鋼材に適合する材料 JIS G 4103(1979)ニッケルクロムモリブデン鋼鋼材に適合する材料 JIS G 4104(1979)クロム鋼鋼材に適合する材料 JIS G 4105(1979)クロムモリブデン鋼鋼材に適合する材料 JIS G 4106(1979)機械構造用マンガン鋼鋼材及びマンガンクロム鋼鋼材に適合する材料 JIS G 4202(1979)アルミニウムクロムモリブデン鋼鋼材に適合する材料	備考2の衝撃試験に合格した場合において、当該衝撃試験を行った試験温度

■No. 2-1

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について

8. 高圧ガス設備及び導管の強度（配管及び導管の肉厚の算定式）

内径に対する外径の比が1.5以下のもの（ $P \leq \sigma_s \eta / 2.6$ ）

$$t = \frac{PD_o}{2\sigma_s \eta + 0.8P}$$

内径に対する外径の比が1.5を超えるもの（ $P > \sigma_s \eta / 2.6$ ）

$$t = \frac{D_o}{2} \left(1 - \sqrt{\frac{\sigma_s \eta - P}{\sigma_s \eta + P}} \right)$$

これらの式において t 、 D_o 、 P 、 σ_s 及び η は、それぞれ次の値を表すものとする。

t ：配管又は導管の最小厚さ（単位 mm）

D_o ：配管又は導管の外径（単位 mm）

P ：設計圧力（配管又は導管を使用することができる最高の圧力として設計された圧力を用。）（単位 MPa）

σ_s ：特定則第14条に規定する材料の許容引張応力（第二種特定設備に係る材料の許容引張応力を除く。）（単位 N/mm^2 ）

η ：特定則第19条に規定する溶接効率（第二種特定設備に係る溶接効率を除く。）。ただし、電気抵抗溶接管等で許容引張応力の値にあらかじめ溶接効率が乗じられているものは、1とする。

■No. 5、No. 23-2

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について

2.3. ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所

3.1 (6)ハ 図1、二 図2

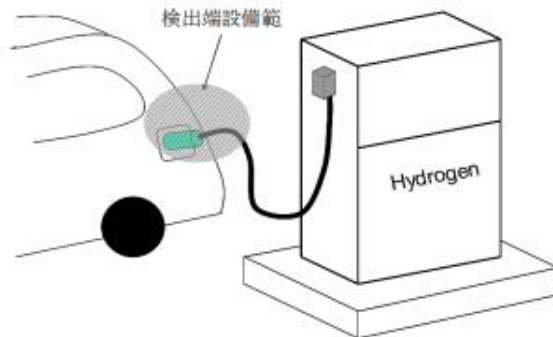


図1 カップリング等接続部分付近への設置例

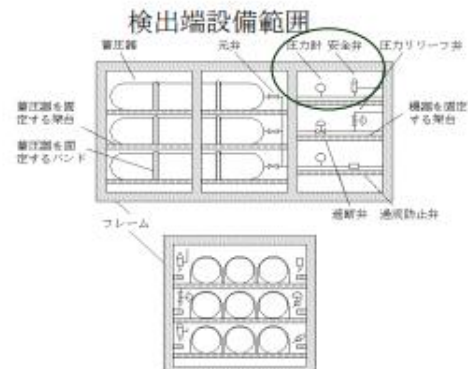


図2 蓄圧器等配管集合部への設置例

■No. 8-1

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について

2. 流動防止措置 1. 表（一）

表（一）

条項	製造設備、貯蔵設備等の名称	迂回水平距離
第6条第1項第3号	可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る部分に限る。）	8 m以上
第7条第1項第6号	圧縮天然ガススタンド（圧縮天然ガスが通る部分に限る。）	8 m以上
第7条第2項第18号	圧縮天然ガススタンド（圧縮天然ガスが通る部分に限る。）	4 m以上
第7条の2第1項第19号	液化天然ガススタンド（液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。）	4 m以上
第8条第4項第5号	液化酸素の製造設備	4 m以上
第8条第4項第6号	液化水素の製造設備	2 m以上
第12条第1項第1号	第6条第1項第3号の準用	8 m以上
第18条第1号口	貯槽（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）	2 m以上
第22条柱書	第6条第1項第3号の準用	8 m以上
第22条第2号	第7条第1項第6号の準用 第7条第2項第18号の準用	8 m以上 4 m以上
第22条第3号	第7条の2第1項第19号の準用	4 m以上
第55条第1項第3号	特殊高圧ガスの消費設備のうち、貯蔵設備等	8 m以上
第55条第2項第1号	特定高圧ガスの貯蔵設備等（第6条の2第2項の規	5 m以上
	定に適合する場合を除く。）	
	第6条の2第2項の規定に適合する場合	4 m以上
第60条第1項第10号	可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の消費に使用する設備（家庭用設備を除く。）	5 m以上

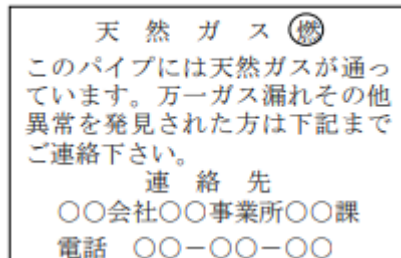
■No. 10

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について

1. 境界線・警戒標等標識

6.2 標示の参考例

標示の参考例



■No. 14

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について

20. 停電等により設備の機能が失われることのないための措置（保安電力等）

2. 表

（製造設備関係）

設 備 \ 保安電力等	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン 駆動発電	スチームタービン 駆動発電	空気又は 窒素だめ
自動制御装置	○	○	○			◎
緊急遮断装置	○	○	○			◎
散水装置	○	○	○	○	○	
消防設備	○	○	○	○	○	
冷却水ポンプ	○	○	○	○	○	
水噴霧装置	○	○	○	○	○	
毒性ガス除害設備	○	○	○	○	○	
非常照明設備	○	○	○			
ガス漏えい検知警報設備	○	○	○			
通報設備	○	○	○			
過充填防止装置	○	○	○			◎
運転自動停止装置	○	○	○			◎
圧力リリーフ弁	○	○	○			◎
感震装置	○	○	○			
火災検知警報装置	○	○	○			
温度上昇検知警報装置	○	○	○			
蓄圧器内の圧縮水素を放出する 措置に係る設備	○	○	○			

（消費設備関係）

設 備 \ 保安電力等	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン 駆動発電	スチームタービン 駆動発電	空気又は 窒素だめ
消防設備	○	○	○	○	○	
ガス漏えい検知警報設備	○	○	○			
緊急遮断装置	○	○	○			◎
毒性ガス除害設備	○	○	○	○	○	
非常照明設備	○	○	○			
通報設備	○	○	○			

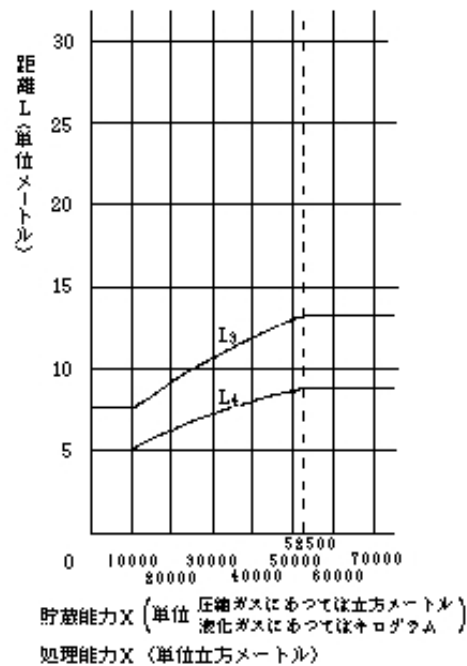
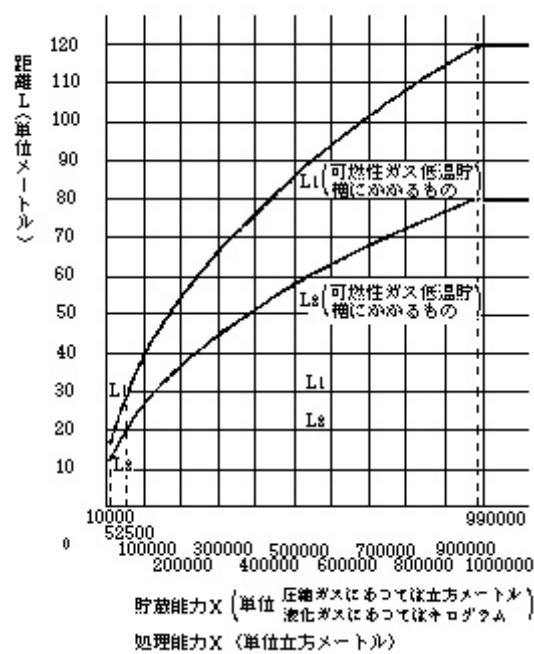
■No. 15

一般高圧ガス保安規則

第二条第1項第五号 イ～チ

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園
- ロ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に定める病院
- ハ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて、収容定員三百人以上のもの
- ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十八項の地域活動支援センター若しくは同条第二十九項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの
- ホ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建築物
- ヘ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に定める博物館及び同法第三十一条第一項により博物館に相当する施設として指定された施設
- ト 一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム
- チ 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの

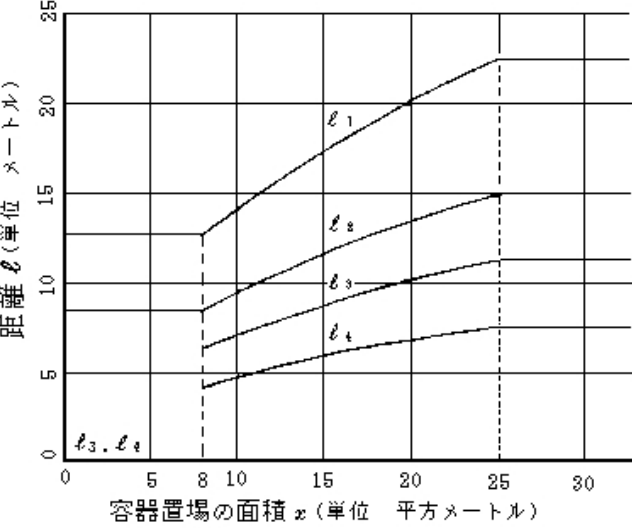
第二条第1項第十九号 図



- 備考
- 1 Xは、貯蔵能力(単位 圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラム)又は処理能力(ディスペンサーにあつては、当該設備に接続する処理設備の処理能力をいう。単位 立方メートル)を表わすものとする。
- 2 L₁、L₂、L₃及びL₄とXとの関係は、それぞれ次の表のとおりとする。

		0≦X<100 00	10000≦X<52500	52500≦X<990000	990000≦X
L					
L ₁	12√2		(3/25)√(X+10000)	30(可燃性ガス低温貯槽にあつては、 (3/25)√(X+10000))	30(可燃性ガス低温貯槽にあつては、 120)
L ₂	8√2		(2/25)√(X+10000)	20(可燃性ガス低温貯槽にあつては、 (2/25)√(X+10000))	20(可燃性ガス低温貯槽にあつては、 80)
L ₃	(16/3)√2		(4/75)√(X+10000)	13(1/3)	13(1/3)
L ₄	(32/9)√2		(8/225)√(X+10000)	8(8/9)	8(8/9)

第二条第1項第二十一号
 図



備考

- 1 x は、容器置場の面積（単位 平方メートル）を表わすものとする。
 2 l_1 、 l_2 、 l_3 及び l_4 と x との関係は、それぞれ次の表のとおりとする。

x	$0 \leq x < 8$	$8 \leq x < 25$	$25 \leq x$
l_1	$9\sqrt{2}$	$4.5\sqrt{x}$	22.5
l_2	$6\sqrt{2}$	$3\sqrt{x}$	15
l_3	0	$2.25\sqrt{x}$	11.25
l_4	0	$1.5\sqrt{x}$	7.5

■No. 19

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について

32. 通報のための措置 表

通報設備の通報範囲	設けるべき通報設備 (次に掲げるものの1又は2以上)
イ. 当該事業所の保安統括者等が常駐する事務所 と現場事務所（製造施設を運転又は管理する 者が常駐する事務所をいう。以下同じ。）と の間（両事務所が同一の場合を除く。） ロ. 現場事務所相互間	イ. ページング設備 ロ. 構内電話 ハ. 構内放送設備 ニ. インターホーン
事業所内全体	イ. ページング設備 ロ. 構内放送設備 ハ. サイレン ニ. 携帯用拡声器 ホ. メガホン（当該事業所内の面積が1,500m ² 以下の場合に限る。以下次の欄において同 じ。）
事業所内の任意の場所における作業員相互間	イ. ページング設備 ロ. 携帯用拡声器 ハ. トランシーバー（計器等に対する影響のな い場合に限る。） ニ. メガホン